

平成 28 年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第 4 回権利擁護専門部会 議事録

1 日時 平成 29 年 2 月 22 日(水) 午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分

2 場所 文京シビックセンター3 階C 会議室

3 出席者 【協議会会長】高山 直樹

【委員】松下 功一・大形 利裕・美濃口 和之・箱石 まみ

中村 智恵子・賀藤 一示・新堀 季之・杉浦 幸介・久米 佳江

永尾 真一・田沼 綾

欠席者 【委員】井上 遼太・浦崎 寛泰・望月 大輔・小谷野 恵美

4 次第 1 開会

2 議題

(1)生活の場での課題について

(2)年間のまとめ

3 その他

5 配布資料 ・開催次第

・資料第 1 号 文京区障害者（児）実態・意向調査結果

・資料第 2 号 障害者虐待防止法パンフレット

・資料第 3 号 平成 27 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況

・資料第 4 号 (1) ～ (3)

平成 28 年度文京区障害者地域自立支援協議会

権利擁護専門部会第 1～3 回報告（親会報告資料）

6 意見等

(1)生活の場での課題について

【資料第 1 号】

○回答する側としてはどんな感想を持ったか

→量が多く回答に数日かかってしまった。

○基本的にアンケートは所要時間を 20 分程度にしていることが前提となっている。

○質問数は前回に比べると若干ではあるが減少している。

○回答率は 4 割を超え高い割合であった。精神障害者の方の回答が知的・身体障害者の方と比較すると若干低い結果となった。（回答してもらえるように働きかけは行った）

- 意向調査は過去のデータと比較していかなければならないため質問数を大きく減らすことはできなかった。
- この調査はコミュニケーションが取れる方を対象としていて、回答者は区の範囲を超えて他者をつながりを持ちたいと思っている（友達）。調査を行っても区内で完結してしまうのは課題である。
- 基本的に話ができる人は話をしたいと思っている。人に言葉で伝えることも回数を重ねていけば慣れることができる。
- 各施設がつながりを密にしていくことで施設を越えた交流を図ることができる。
- 調査の項目の「余暇の過ごし方」については家でくつろぐが最多の回答となったが、本当に家でくつろいでいる人だけでなく、他に行き場がないから家にいる人もいないか。
- いつも同じ場所に行くなどバリエーションは少ないように感じる
- 休みの日は一人で過ごしたいと希望する人もいる。閉鎖的に見えるかもしれないがそれが必要な人もいる
- 区のサービスの契約主体が本人でないのは大きな課題である
→本人が主体となってサービスを選んでいけるようなサポートが必要
- ほとんどの回答者が家族と同居している。手続きも家族が行うため本人はサービスを受けている気持ちにならないのではないか。
- 本人が話をすることができる場の提供が必要（精神障害の方は話したい人が多い）。
- 話をする場に継続的に通ってもらえれば、自分自身のことを相手に伝えることができるようになっていくと感じている。
- 区外で知的障害の方たちのグループワークを行っていて、グループワークになっていた。そのため文京区でもグループワークを行ってみると、始めのうちは何を話せばいいのか戸惑う場面が見られたが、少しずつ自分の意見を話せるようになってきている。

【資料第2号】【資料第3号】

- 虐待で被害者となる障害者は全国的に見ると知的障害者が多い。
- 虐待対応の主幹は障害福祉課
- 「虐待」という言葉が先走っている気もする。これまで行えた支援に制限がかかり、うまく支援がまわらなくなることもある。虐待を部分的に捉えて解決を目指すのではなく、広い視野をもってサポートしていくことが必要
- 虐待が起きる前のサポートが大切。また、虐待をしてしまう加害者をどうサポートしていくかも大切。
- 高齢分野は虐待としてとらえる幅が広く、セルフネグレクトも虐待として扱う。
- 虐待の通報よりも相談から虐待を発見することが多い。
- 虐待＝世帯分離に必ずしもなるわけではない。
- 虐待は多問題を抱えているケースが多い。

- 障害を抱えた高齢者は今後も増加していく。障害・高齢分野の連携がさらに求められてくる。
- DV、いじめ、虐待はワンストップで対応したほうがいい。
→多問題に対応していけるような窓口が欲しい。
- 認知症と絡んだ虐待が多い（動ける認知症の人が被害者になることも多い）
- 後見人がつくと、被害者は金銭的にも守られるが加害者への生活が成り立たなくなることもある。加害者への支援も継続して行ってほしい。
- 虐待への支援に難しさを感じている。虐待と判断することをためらうこともある。
- 「虐待」という言葉が支援の積極性を弱めたり、「虐待」という言葉を頻繁に耳にしたがりして虐待があやふやになっていることもある。
- 虐待をあやふやなままにするのではなくて、客観的に見て判断していくことが大切。虐待は虐待と言わないといけない。
- 通報者からすると虐待と通報しづらい。虐待に限らず何でも相談してもらえないといけない。
- 虐待防止法は加害者を罰する法律ではない。
- 複合問題はどこから切り込んでいくか作戦を立てていく。
- 加害者も虐待したくてしているのではないという観点から、理由を探り解決策を考えていく。
- 住民の方や民生委員の方たちの目も大切。連携をもっと図っていきたい。
- 基幹・包括・行政が要。サポート体制を強固に。
- どこかに連絡すれば適切なところへつながるネットワークが大切。
→入口は単純化していけると相談しやすい。窓口は啓発活動が大切。
- 選択肢を選べないのは、権利擁護の観点から良くない。可能性を制限させてしまっているのではないか。

(2)年間まとめ

- 初回は障害者権利条約に触れて意思決定支援の大切さを確認した。2回目は就労支援および成年後見制度の具体的な事例を用いて意思決定支援について深めた。3回目で住まいについて、4回目で生活上の課題について話し合い、さまざまな場面で自分らしく生きるための意思決定を行うのに選択肢が十分にあるのか、支援はどうあるべきかなどの課題が出てきた。
- 区民へどう発信していくか来年度検討していきたい。
- 来年度の初回の開催は7月頃を予定